

ホームページ公開用

令和2年第1回

定 例 会 議 事 録

開会：令和2年3月12日

安房郡市広域市町村圏事務組合

令和2年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回定例会議事録

1. 令和2年3月12日（木） 午後4時00分

1. 館山市コミュニティセンター 2階第2集会室

1. 出席議員 8名

| | |
|---------|----------|
| 1番 石井信重 | 2番 榎本祐三 |
| 3番 庄司朋代 | 4番 鈴木美一 |
| 5番 飯田彰一 | 6番 鈴木直一 |
| 7番 青木悦子 | 8番 小藤田一幸 |

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

| | | | |
|-------------------------|-------|------------|-------|
| 理事長 | 金丸謙一 | 副理事長 | 亀田郁夫 |
| 理事 | 石井裕 | 理事 | 白石治和 |
| 代表監査委員 | 石井洋 | 会計管理者 | 杉田和義 |
| 消防長 | 石崎昌史 | 消防本部次長 | 四野宮敏夫 |
| 消防本部総務課長 | 佐久間初日 | 消防本部警防課長 | 鈴木豊 |
| 消防本部予防課長 | 松下茂 | 消防本部総務課長補佐 | 須藤和英 |
| 事務局長 | 繁田正彦 | 事務局庶務係長 | 田村嘉教 |
| 事務局技術担当主幹企画 事業係長事務取扱 | 角田照夫 | | |

1. 出席事務局職員

議会書記長 鈴木一範 書記 笠井千種

1. 議事日程

令和2年3月12日 午後4時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について

日程第4 議案第2号 安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の
給与等に関する条例の制定について

- 日程第5 議案第3号 安房郡市広域市町村圏事務組合行政不服審査法施行
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 令和元年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計
補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第5号 令和2年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計
予算

閉会 午後4時51分

開会宣言

議長（庄司朋代君）

皆様、本日はご多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、議員全員の出席をいただいております。よって、令和2年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回定例会は成立をいたしました。これより開会いたします。ただちに会議を開きます。

日程の決定

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりといたします。

議案の配布

議案の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配布漏れなしと認めます。

出席説明員の報告

本定例会の議案審査のため、地方自治法第121条の規定による出席要求に対し、お手元に配布のとおり出席報告がありましたので、ご了承願います。

諸般の報告

この際、諸般の報告を行います。監査委員から「令和元年度一般会計の12月から1月分に関する出納検査結果」の報告、及び「監査基準」の策定に係る通知がされております。

お手元に配布の書類により、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（庄司朋代君）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。1番議員、石井信重さん。
石井信重君

はい。

議長（庄司朋代君）

5番議員、飯田彰一さん。

飯田彰一君

はい。

議長（庄司朋代君）

以上2名にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長（庄司朋代君）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日と決定いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

提案理由の説明

この際、本定例会の招集につき、提案理由の説明を求めます。理事長。

理事長（金丸謙一君）

はい、理事長。皆さん、こんにちは。本日ここに、令和2年組合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、極めてご多用の折りにもかかわらず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いいたします案件は、条例議案3件、補正予算及び当初予算の、あわせて5件です。その概要につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ですが、地方公務員法等の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第2号「安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について」ですが、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めようとするものです。

次に、議案第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、不正競争防止法等の一部

を改正する法律による工業標準化法の一部改正に伴い、条例を改正しようとするものです。

次に、議案第4号「令和元年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）」ですが、歳入歳出予算の補正及び継続費、繰越明許費、地方債の補正をお願いするものです。歳入歳出予算の補正といたしましては、2,317万円を減額し、補正後の総額を32億8,272万1千円にしようとするものです。歳出の減額の主なものは、消防署所改修事業や消防車両等購入事業の事業費確定に伴う減額です。

次に、議案第5号「令和2年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」ですが、令和2年度予算案の総額は38億8,818万4千円で、前年度当初予算比較では3億9,513万8千円の増、率にして11.3パーセントの増額となりました。増額の主な要因は、消防施設等整備事業として、天津小湊分遣所建設工事、及び千倉分署建設工事を実施、消防設備等整備事業として、館山消防署救助工作車を更新するためです。

令和2年度の主な事業ですが、構成市町の共同処理事業といたしまして、職員の共同研修及び採用試験事業で389万9千円、救急医療対策事業で9,999万1千円、火葬場運営事業で1億2,095万2千円、粗大ごみ処理施設運営事業で8,227万7千円などとなっております。

また、常備消防につきましては、天津小湊分遣所建設事業で2億185万9千円、千倉分署建設事業で3億645万4千円、消防車両更新に係る経費で2億4,640万6千円などとなっております。

以上で、私の挨拶並びに提案理由の説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（庄司朋代君）

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第3 議案第1号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第3、議案第1号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」と、日程第4、議案第2号「安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について」は関連がありますので、一括して議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長（繁田正彦君）

事務局長。

議長（庄司朋代君）

はい、事務局長。

事務局長（繁田正彦君）

議案第1号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、及び議案第2号「安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について」を一括してご説明いたします。

これらの条例につきましては、地方公務員法等の改正により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されますことから、関係する条例の整備等を行おうとするものでございます。なお、本組合におきましては、来年度、会計年度任用職員を採用する予定はございませんが、将来的に制度の活用が必要が生じる場合もありうることから、規定の整備については、今回の制度創設のタイミングで行おうとするものでございます。

内容でございますが、議案第1号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、資料が白い表紙の1番「議案」の1ページから4ページまで、また黄色い表紙の2番「議案説明資料」の1ページから7ページまでになります。黄色い表紙の2番「議案説明資料」の1ページをご覧ください。

新旧対照表がお示ししてございますが、今回、関係条例の整備ということで、一部改正する条例は全部で8つございます。1つ目の「安房郡市広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」は、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が理事会へ報告する対象職員にフルタイムの会計年度任用職員を含めることとするものでございます。

2つ目の「職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正」は、次の2ページの第4条第6項のところになりますが、「職員が心身の故障のため長期の休養を要するとして休職の処分とする場合の期間について、会計年度任用職員の場合は、その任期の範囲内とする」規定を追加するものでございます。その他の改正部分につきましては、字句の整理を行うものでございます。

それから3つ目の「職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正」は、次の3ページの第3条のところになりますが、職員を減給処分とする場合の減給の額について、パートタイム会計年度任用職員については、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、及び特殊勤務に係る報酬部分を除いて算定することとするものでございます。その他の改正部分につきましては、字句の整理を行うものでございます。

4つ目の「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正」は、同じ3ページの一番下、第2条第2項のところになりますが、会計年度任用職員に関する

服務の宣誓については、任用形態や任用手続きに応じ、それぞれの職員にふさわしい方法で行うことが望ましいとされたことから、「任命権者が別段の定めをすることができる」とする規定を追加するものでございます。その他の改正部分につきましては、字句の整理を行うものでございます。

5つ目の「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正」は、次の4ページ一番下、第20条のところになりますが「会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については規則で定める」こととするものでございます。その他の改正部分につきましては、字句の整理を行うものでございます。

それから6つ目の「職員の育児休業等に関する条例の一部改正」は、次の5ページになりますが、当条例の第7条第2項に規定する勤勉手当の支給対象職員、及び第8条で規定する職務復帰後の号給調整の対象職員から、会計年度任用職員を除くこととするものでございます。その他の改正部分につきましては、字句の整理を行うものでございます。

それから7つ目の「職員の給与に関する条例の一部改正」は、次の6ページの下の方ですけれども、第8条のところになりますが、「会計年度任用職員に対する給与は別に定めることとする」もので、次の議案第2号がこれに当たるものになります。

それから8つ目の「職員等の旅費に関する条例の一部改正」は、次の7ページになりますが、パートタイムの会計年度任用職員に対する旅費については、費用弁償として支給することから、この条例による旅費の支給対象職員から除くこととするものでございます。議案第1号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第2号「安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について」をご説明いたします。資料は白い表紙の1番「議案」の5ページから20ページまでになります。「議案説明資料」の方はございません。

「議案」の5ページをご覧ください。目次のところでございますが、会計年度任用職員の給与等に関し本条例で定める内容は、第1章で本条例の目的と給与等の種類を、第2章でフルタイム会計年度任用職員の給与及び手当等を、第3章でパートタイム会計年度任用職員の報酬及び手当等並びに費用弁償に関する事項を、第4章で補足的事項を定めております。

次に6ページの第2条のところですが、会計年度任用職員に支給する給与の種類は、フルタイム会計年度任用職員については、「給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当等」としております。また、パートタイム会計年度任用職員については、

「報酬及び期末手当」としております。

次に同じページの第3条から9ページの第15条までが、フルタイム会計年度任用職員の給料及び手当の内容でございますが、かいつまんで申し上げますと、給料表が職務の級を1級及び2級に区分し、定形的又は補助的な業務を行う職務である場合は1級に、同等の知識又は経験を必要とする職務である場合は2級に決定することとしております。

また、号給の決定については、規則で定める基準に従って決定することとしております。また通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当については、一般職常勤職員に準じて算出した額を支給することとしております。

次に9ページの第16条から14ページの第27条までは、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償の内容でございます。基本部分の報酬の額は、その職務の内容、勤務時間等を考慮して、規則で定める基準に従って決定することとし、本条例では月額、日額、時間額の場合におけるそれぞれの上限額を定めております。

また、パートタイム会計年度任用職員が特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に従事した場合は、それぞれ一般職常勤職員に準じて算出した額を報酬として支給することとしております。また、期末手当については、一般職常勤職員に準じて算出した額を支給することとしております。

それからまた、パートタイム会計年度任用職員が一般職常勤職員の通勤手当の支給要件に該当する場合は、通勤に係る日額の費用弁償を、それと公務のため旅行する場合は旅行に係る費用弁償を、それぞれ支給することとしております。

なお、最後の14ページ、第28条から第30条までは、給料の口座振替に関する事、給与からの控除に関する事、規則への委任に関する事を定めているものでございます。議案第2号の説明は以上でございます。

議長（庄司朋代君）

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。なお、会議規則第46条により発言は1件につき一人2回までとなっておりますので、ご承知おきください。

ご質疑のある方、ご発言願います。ご質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

ご質疑なしと認めます。お諮りいたします。両議案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。これより採決をいたします。採決は議案ごとに行

います。

議案第1号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定されました。

次に、議案第2号「安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第5 議案第3号 安房郡市広域市町村圏事務組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5、議案第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。内容の説明を求めます。事務局長。

事務局長（繁田正彦君）

議案第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。資料は白い表紙の1番「議案」の21ページ、それと黄色い表紙の2番「議案説明資料」の8ページをご覧ください。

本議案は不正競争防止法等の一部を改正する法律による工業標準化法の一部改正により、いわゆるJIS規格の名称が、日本工業規格から日本産業規格に変わったことに伴い、条例中の字句を改めようとするものでございます。説明は以上でございます。

議長（庄司朋代君）

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。ご質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ご質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。これより採決をいたします。

議案第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第6 議案第4号 令和元年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)

日程第6、議案第4号「令和元年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)」について、を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長(繁田正彦君)

事務局長。

議長(庄司朋代君)

はい、事務局長。

事務局長(繁田正彦君)

議案第4号「令和元年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)」について、ご説明いたします。資料は白い表紙の1番「議案」の23ページから31ページ、黄色い表紙の2番「議案説明資料」の9ページから11ページまでになります。はじめに白い表紙の1番「議案」の23ページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出それぞれ2,317万円を減額し、総額を32億8,272万1千円としようとするものでございます。また、併せて、継続費の補正、繰越明許費の補正、地方債の補正を行おうとするものでございます。

次に黄色い表紙の2番「議案説明資料」の9ページ、「補正予算主要事業説明書」をご覧ください。

はじめに歳出予算の補正でございますが、第5款消防費の常備消防費で、ちば消防共同指令センターのシステム機器更新事業に係る経費が確定したことにより負担金を832万円減額、次の消防設備等整備事業で、長狭分遣所の改修工事費が確定したことなどにより、消防署所改修工事請負費を700万円減額、また、鴨川消防署配備の高規格救急自動車及び指揮車、千倉分署配備の水槽付消防ポンプ自動車の購入費用が確定したことにより、機械器具費を710万2千円減額しようとするものでございます。

次の第6款公債費につきましては、平成30年度に借り入れた地方債の利

率が確定したことにより、消防債の利子分を74万8千円、減額しようとするものでございます。

なお、これら歳出予算の補正に伴う歳入予算の補正につきましては、市町負担金及び地方債を減額してございまして、次の10ページに市町負担金額の一覧表を、また11ページに地方債補正説明書を掲載してございますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、継続費の補正についてご説明いたします。白い表紙の1番「議案」の25ページ、第2表「継続費補正」のところをご覧ください。

平成30年度から令和元年度までを期間として定めまして、ちば消防共同指令センターシステム機器更新事業負担金につきましては、先ほどご説明いたしました歳出予算の減額補正に合わせ、継続費の総額及び令和元年度の年割額をそれぞれ832万円、減額しようとするものでございます。

次に繰越明許費の補正につきまして、ご説明いたします。同じページの第3表「繰越明許費補正」をご覧ください。

記載の粗大ごみ処理施設修繕工事及び和田分署修繕工事につきましては、いずれも昨年の台風被害を受けての修繕工事でございますが、資材の調達に不測の日数を要し、今年度内に完了しない見込みとなりましたことから、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

議長（庄司朋代君）

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。ご質疑ありませんか。

ご質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。これより採決をいたします。

議案第4号「令和元年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第7 議案第5号 令和2年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算

日程第7、議案第5号「令和2年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会

計予算」について、を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長（繁田正彦君）

事務局長。

議長（庄司朋代君）

はい、事務局長。

事務局長（繁田正彦君）

議案第5号「令和2年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。資料につきましては、「議案別冊」の「令和2年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算書」と、黄色い表紙の2番「議案説明資料」の12ページから19ページまでになります。

はじめに予算書の1ページをご覧ください。令和2年度一般会計当初予算額につきましては、総額38億8,818万4千円で、前年度当初予算額と比較いたしますと3億9,513万8千円の増でございます。

次に、歳出予算の概要についてご説明いたします。予算書の10ページをご覧ください。「議案説明資料」の方は13ページになります。

第1款、議会費は53万7千円で、前年度とほぼ同額でございます。

次に第2款、総務費でございますが、総務管理費及び監査委員費の合計で9,101万1千円となっており、前年度と比較し126万5千円の増でございます。増額の要因といたしましては、事務局職員人件費8名分について、異動等に伴う増を考慮して予算額を計上したことによるものでございます。

次に第3款、衛生費でございますが、予算書は13ページをご覧ください。第1項、保健衛生費の第1目、保健衛生総務費は合計9,999万1千円で、前年度とほぼ同額でございます。

次に第2目、火葬場費でございますが、合計1億2,095万2千円で、前年度と比較し768万円の増でございます。増額の主な要因でございますが、安房聖苑につきましては、毎年計画的に実施しております耐火材の張り替え等に加え、火葬炉制御盤・動力制御盤の交換等を行うため、火葬場施設等定期修繕料が649万9千円の増となっております。また、長狭地区火葬場につきましては、定期修繕料以外でホールの天井の修繕費用として83万6千円、駐車場脇の法面崩落対策工事費として165万円のほか、棺搬送用のストレッチャー購入費用を計上しております。なお、火葬場指定管理業務委託料につきましては8,655万8千円で、前年度とほぼ同額でございます。

次に第2項、清掃費の第1目、粗大ごみ処理費でございますが、予算書は14ページをご覧ください。粗大ごみ処理費は合計で8,227万7千円で、前年度と比較し391万9千円の減でございます。減額の主な要因でござい

ますが、機械等の修繕料の減によるものでございます。なお、施設の運転に係る業務委託料につきましては、館山市からの要望により、令和2年度予算では粗大ごみ処理施設運転等業務委託料と、処理困難物選別業務委託料の二つに別けて、計上してございます。

次に第5款、消防費でございますが、予算書は15ページから19ページまでになります。

第1目、常備消防費につきましては、合計22億9,749万4千円で、前年度と比較し8,159万2千円の減でございます。減額の主な要因でございますが、職員の退職、新規採用に伴う職員人件費の減が1,274万2千円、共同指令センターの機器更新が完了したことに伴う、共同指令センター運用経費負担金の減が7,477万2千円となっております。なお、昨年の台風被害の経験等も踏まえ、現場での車両同士の通信手段を確保するため、新たに署活動用無線機を配備することとし、購入費用等869万5千円を計上いたしました。

次に予算書の19ページ、第2目、消防施設費でございますが、合計7億7,940万3千円で、前年度と比較し3億8,363万4千円の増でございます。消防施設費につきましては、「議案説明資料」の方の18ページをご覧ください。

まず、消防施設等整備事業では、天津小湊分遣所建設事業、千倉分署建設事業、富浦分遣所改修事業の3件を予定しております。

天津小湊分遣所建設事業は、津波対策のための庁舎の移転・建て替えを行うものでございますが、12月の臨時議会でもご説明いたしましたとおり、建設工事につきまして今年度の実施を見送り、令和2年度予算に改めて計上した上、実施することとしたところでございます。事業費は関係予算を含め2億185万9千円で、うち2億10万円について地方債を充てることとしております。

次の千倉分署建設事業も、津波対策のための庁舎の移転・建て替えを行うものでございます。現在、基本実施設計と用地の造成工事を実施しているところでございまして、令和2年度は庁舎の建設工事を予定しております。事業費は関係予算を含め3億645万4千円で、うち3億260万円について地方債を充てることとしています。

次の富浦分遣所改修事業は、崩落のおそれのある内部間仕切壁の撤去改修と、屋根及び外壁の防水工事を実施するものでございます。事業費は関係予算を含め2,439万8千円で、うち1,750万円について地方債を充てることとしております。

次に消防設備等整備事業では、鋸南分署の水槽付消防ポンプ自動車、同じ

く鋸南分署の災害対応特殊救急自動車、館山消防署の救助工作車の3台を更新する予定でございます。事業費は合計2億4,640万6千円で、うち5,242万4千円については国庫補助制度を活用し、1億6,740万円については地方債を充てることとしております。

恐れ入りますが、予算書の方の19ページへ戻っていただきまして、一番下の行をご覧ください。

以上によりまして、消防費全体の予算額は30億7,689万7千円で、前年度より3億204万2千円の増となりました。めくっていただきまして、次の20ページをご覧ください。

第6款、公債費でございますが、令和2年度は元利合計で4億491万9千円となり、前年度より8,778万1千円の増となっております。増額の主な要因でございますが、平成28年度借り入れの鴨川消防署庁舎耐震補強大規模改修事業と和田分署建設事業、平成29年度借り入れの白浜分署建設事業、30年度借り入れの鴨川消防署災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車整備事業に係る元金償還が開始となること、などによるものでございます。

次に第7款、予備費につきましては1,160万円といたしました。

次に、歳入についてご説明申し上げます。予算書の8ページ、9ページをご覧ください。

はじめに第1款、分担金及び負担金でございますが、歳出予算の増加はありますものの、市町負担金といたしましては、総額29億9,098万1千円で、前年度との比較では5,275万1千円の減となっております。市町負担金の各市町ごとの内訳につきましては、予算書の31ページに記載してございますので、ご確認いただければと思います。

次に第2款、使用料及び手数料でございますが、使用料では火葬場使用料等で3,562万1千円、手数料では危険物関係手数料等で70万1千円を見込んでおります。内訳につきましては、それぞれ右側の説明欄に記載のとおりでございます。

次に第3款、国庫支出金でございますが、緊急消防援助隊設備整備費補助金を5,242万4千円見込んでおります。これは先ほど歳出の説明の中でも申し上げましたが、鋸南分署の災害対応特殊救急自動車と、館山消防署の救助工作車の更新費用に対する国庫補助でございます。

9ページになります。第5款、繰越金でございますが、前年度繰越金を1億300万円と見込んでおります。

次の第6款、諸収入でございますが、粗大ごみ処理施設有価物売上代などで合計1,785万7千円を見込んでおります。

なお、説明欄に記載のあります千葉県消防学校派遣職員負担金521万9

千円は、千葉県消防学校の教官として派遣している組合職員の人件費を、県が負担するものでございます。

次に第7款、組合債でございますが、総額6億8,760万円を見込んでおります。消防署所の建設及び改修事業、消防ポンプ車等の更新に充てるもので、対象事業及び地方債の種類の詳細につきましては、「議案説明資料」の14ページに記載してございますので、ご確認いただければと思います。歳入につきましては、以上でございます。

それから予算書の21ページから31ページまでは、給与費明細書、債務負担行為に係る調書、地方債に係る調書、市町負担金算出資料となっております。それぞれ記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長（庄司朋代君）

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

榎本祐三君

はい。

議長（庄司朋代君）

はい、榎本議員。

榎本祐三君

今回、千倉をはじめとして懸案になっていた消防署所等の建設が始まるわけですけれども、これ以降、署所等でやらなければいけないところはあるのかどうか。

これが終われば一通り、全部終わるのか。そのようなところを教えてくださいませんか。

消防長（石崎昌史君）

はい。

議長（庄司朋代君）

はい、消防長。

消防長（石崎昌史君）

今後の予定でございますが、神戸分遣所、あるいは西岬分遣所等が庁舎の老朽化が進んでおります。その辺の更新、そして富浦分遣所、犬掛分遣所等の耐用年数もだいぶ経っておりますので、その辺の更新を予定したいと考えております。

議長（庄司朋代君）

榎本議員。

榎本祐三君

まだ分遣所等の老朽化に伴う改修工事等も残るということで、よろしいですか。

消防長（石崎昌史君）

はい、消防長。

議長（庄司朋代君）

消防長。

消防長（石崎昌史君）

そのとおりでございます。

議長（庄司朋代君）

他にご質疑ありませんか。

はい、鈴木美一議員。

鈴木美一君

それでは確認の意味で質問させていただきますけれども、31ページ、令和2年度安房郡市広域市町村圏事務組合の構成市町の負担金算出資料のところを見ていただきたいのですが、このなかの火葬場負担金なんですが、人口割が50パーセント、火葬体数割50パーセントということで数字が出ているんですけれども、南房総市さんの負担が2,583万4千円と、少ないと私は思います。それは多分理由としては、火葬場自体が南房総市さんにあるので、当初のいろいろなことがあるんだと思うんですけれども、その辺についてできれば、この図だけを見ると、人口割と火葬体数割しか出ていないんですよね、この歳出のところ。それだとちょっとこの表だけ見た人にはわからないというところがあると思いますので、その辺、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

事務局長（繁田正彦君）

はい、事務局長。

議長（庄司朋代君）

事務局長。

事務局長（繁田正彦君）

31ページに記載の火葬場負担金について、南房総市が金額が全体的に低い理由でございますが、この総額の2億1,438万9千円の内訳といたしまして、年間の運営費に係る部分、指定管理料ですとか修繕費の分が7,931万3千円でございます。それとあと、安房聖苑の建設に係る地方債の償還分が1億3,507万6千円でございます。

この地方債に係る分につきましては、南房総市については、建設時に一括して支払っていただいておりますので、その地方債償還に係る分が後年度ゼロということできております関係上、総額の負担金が少なくなっていると

いうことをございます。

議長（庄司朋代君）

鈴木美一議員。

鈴木美一君

はい。ありがとうございます。できればですね、この表だけ見たときには、それがわからないわけですよ。私も多分前にも聞いたかもわかんないんですけど、忘れちゃってまして、なんで違うんだろうと思ったんですけども、できれば、負担金の算出方法の欄外にでもいいんですけども、どこかしらにその辺のことを書いていただいたほうがわかりやすいと思うが、いかがでしょうか。

議長（庄司朋代君）

事務局長。

事務局長（繁田正彦君）

資料の作り方について、今後、工夫をいたします。

鈴木美一君

はい、お願いします。

議長（庄司朋代君）

他にご質疑、ありませんか。

ご質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。これより採決をいたします。議案第5号「令和2年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をされました。

閉会宣言

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。よって、令和2年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回定例会を閉会いたします。

午後4時51分 閉会